

環 境 第 1 5 3 9 号  
令和4年(2022年)9月1日

建設業許可業者  
解体業登録業者  
宅地建物取引業者  
建築関係団体の長

} 様

佐賀県県民環境部環境課長

令和4年度事業者向け石綿飛散防止対策講習会の開催について(案内)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。  
建築物・工作物の解体・改造・補修工事における石綿飛散防止対策の規制強化を内容とする改正大気汚染防止法(以下「改正法」という。)が令和2年6月に公布され、令和3年4月から段階的に施行されています。改正法の施行に伴う石綿規制強化の内容及び災害時における石綿飛散防止対策の留意点等に関する内容の説明、周知を行うため、標記講習会を下記のとおり開催します。

講習会への参加を希望される方は、申込フォームにより令和4年9月14日(水)までに申込みして下さい。定員になり次第、申込受付を終了します。

## 記

### 1 日時・場所

令和4年9月21日(水) 13:30~16:35

佐賀市文化会館 中ホール(定員:400名)

\* 駐車場に限りがありますので、公共交通機関をなるべく御利用下さい。

### 2 内容

#### (1) 大気汚染防止法の石綿規制について

佐賀県環境課

#### (2) ・災害時における事前調査の重要性と留意事項(仮題)

・熊本地震の対応事例・教訓(仮題)

一般社団法人日本アスベスト調査診断協会 理事長 本山 幸嘉

#### (3) その他県からのお知らせ

### 3 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 御来場になられる際は、マスクの着用等の御協力をお願いします。
- (2) 講習会の実施については、3密を考慮して実施し、会場の収容可能定員の50%を参加可能人数の目安として設定しています。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、講習会が中止となる場合があります。その際には申込みをされた方に、別途、中止となった旨の御連絡をします。

### 4 申込方法

次の申込フォームにアクセスし、必要事項を入力し申し込み下さい。



<https://logoform.jp/f/iMHTb>

担当 大気・水質担当 野田、野口 TEL 0952-25-7774 MAIL <a href="mailto:kankyou@pref.saga.lg.jp">kankyou@pref.saga.lg.jp</a>
---